

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、香川県三郎池土地改良区から役員の退任及び就任について次のとおり届出があった。

令和8年9月18日

香川県知事 池 田 豊 人

1 退任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	退任年月日
理 事	山田 勉則	高松市三谷町260番地	令和8年9月3日
〃	三谷 保	高松市三谷町2201番地	〃
〃	山下 久男	高松市三谷町507番地2	〃
〃	谷本 春夫	高松市三谷町5056番地2	〃
〃	小野坂 信行	高松市由良町874番地1	〃
〃	佐々木 等	高松市川島本町866番地	〃
〃	鈴木 雅巳	高松市林町2157番地1	〃
〃	滝 文夫	高松市林町1229番地3	〃
〃	岡 豊志	高松市上林町542番地8	〃
〃	牛熊 圭介	高松市木太町5111番地13	〃
〃	天野 均	高松市木太町4326番地	〃
監 事	畑田 芳明	高松市川島本町822番地3	〃
〃	真柴 安隆	高松市三谷町1224番地	〃
〃	穴吹 等	高松市林町8番地1	〃
〃	久保 壽	高松市木太町4423番地	〃

2 就任した役員

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	山田 勉則	高松市三谷町260番地	令和8年9月4日
〃	谷本 春夫	高松市三谷町5056番地2	〃
〃	山下 久男	高松市三谷町507番地2	〃
〃	真柴 安隆	高松市三谷町1224番地	〃
〃	小野坂 信行	高松市由良町874番地1	〃
〃	佐々木 等	高松市川島本町866番地	〃
〃	牛熊 圭介	高松市木太町5111番地13	〃
〃	鈴木 雅巳	高松市林町2157番地1	〃
〃	出石 一輝	高松市六条町887番地2	〃
〃	山本 哲	高松市林町388番地4	〃
〃	古川 和敏	高松市木太町1371番地5	〃
監 事	穴吹 等	高松市林町8番地1	〃
〃	宮武 正明	高松市川島本町487番地2	〃
〃	佐々木 英雄	高松市三谷町1948番地	〃
〃	上枝 正人	高松市木太町769番地	〃